

# 地区計画区域内における都市計画事業一覧

地方税法第702条第1項後段の均衡を著しく失するような場合として市街化調整区域において都市計画税を賦課できる場合

より厳格に解釈した場合の要件

地方税法 立法の経緯と趣旨から得られる要件

都市計画事業の積極的な受益

当該区域の良好な環境を創出するために新たに同区域において個別に実施される都市計画事業

区域	市街化区域	宅地転用が容易						
	市街化調整区域	地区計画区域	宅地転用が比較的容易	下水道 <ul style="list-style-type: none"> <li>整備済</li> <li>一部整備済                     <ul style="list-style-type: none"> <li>残りの整備計画有り</li> <li>残りの整備計画無し</li> </ul> </li> <li>未整備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>整備計画有り</li> <li>整備計画無し</li> </ul> </li> </ul>	各務地区	芋ヶ瀬駅周辺	羽場駅周辺	鶉沼宿駅周辺
					整備済(区域の一部) 計画年度 H22・H27年度 実施時期 R6年 財源 補助金、公費、借入金、受益者負担金			
					整備予定(区域の一部) 計画年度 H27・R2年度 実施時期 R10年以降 財源 補助金、公費、借入金、受益者負担金			整備予定(区域の一部) 計画年度 R2年度 実施時期 R9年以降 財源 補助金、公費、借入金、受益者負担金
			都市計画道路 <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画決定済</li> </ul>		整備計画無し	整備時期未定 計画年度 H16年度 実施時期 未定 財源 公費	整備計画無し	整備計画無し
			公園 <ul style="list-style-type: none"> <li>未整備</li> </ul>					
			調整池 <ul style="list-style-type: none"> <li>未整備</li> </ul>					
	上記区域以外	宅地転用が制限されている						

凡例	整備済	整備予定
都市計画事業		